

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	117	事業名	南相馬チャンネル視聴エリア難視対策等事業	事業番号	(1)-18-2
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	6,500 (千円)		全体事業費	6,500 (千円)	
	8,200 (千円)			8,200 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

南相馬チャンネルは、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、市内仮設住宅や市外に避難を余儀なくされた市民との繋がりを保持することを目的に、平成 25 年 2 月 21 日から放送を開始、地上デジタル放送波のホワイトスペース (エリア放送) を活用して、市内の復興状況や防災、市民生活などの情報を動画や文字放送により配信しています。

平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、避難指示区域の解除 (平成 28 年 7 月 12 日) を受け、市民の帰還促進や帰還した市民のコミュニティ再生等を図ることを目的に視聴エリアの拡張を図り、市内全域で 42 局の送信局を整備したところです。

令和 5 年 3 月 31 日現在、市内居住区域の約 85%の世帯数が視聴可能となっているものの、視聴エリア内においては、アンテナの向きや障害物などの影響により、視聴できない世帯からの難視対策についての強い要望があり、またエリア外の世帯からも同様に要望を受けております。

また、避難された市民が一時帰宅時に、南相馬チャンネルの視聴できる環境があることで、市内の復興状況や、市民生活の情報を得ることができ、帰還促進の一助として見込まれるところです。

このことから、難視エリア等を解消し、多くの市民が南相馬チャンネルの恩恵を享受できるようになることで、避難指示が解除された地域の再生、帰還住民のコミュニティの再生及び帰還の更なる加速化を促進することを目的とします。

事業概要

●南相馬チャンネル視聴エリア内難視対策等事業

原子力災害からの復旧復興に伴う再開などの影響で新たに難視となった世帯や、避難先からの一時帰宅時に難視が判明した世帯を含め、現在、視聴エリア内で難視となっている世帯に対し、南相馬チャンネル視聴用のアンテナ等の設置貸与を実施する。

対象世帯の要件

- (1) 2011 年 3 月 11 日から継続して、東京電力福島第一原子力発電所から半径 30km 圏内かつ南相馬市内に住民票があること
- (2) 対象の住居が、東京電力福島第一原子力発電所から半径 30km 圏内であること
- (3) 既存の地上デジタルテレビ放送用アンテナでは、視聴ができないこと  
※住宅の新築、増改築やアンテナの交換等により、視聴が困難となった場合を除く
- (4) 南相馬チャンネル放送の送信局からの電波受信レベルが良好であること
- (5) インターネットやモバイル通信、スマートフォン等を利用した視聴手段がないこと

【南相馬市第三次総合計画 第 3 編 前期基本計画 政策の柱 6 地域活動・行財政】

15 コミュニティ・市民参加 施策 47 情報発信・広報の推進 P120

主な取組み 広報誌やホームページ、SNS、みなみそうまチャンネルによる情報発信

**当面の事業概要**

＜令和4年度＞

●視聴エリア内難視世帯の対策（福島第一原子力発電所から半径30km圏内）

○概要

電波調査の依頼により調査を行った世帯のうち、東京電力福島第一原子力発電所から半径30km圏内で、アンテナを設置すれば視聴が可能と判断され、かつ、インターネットやモバイル通信、スマートフォン等を利用した視聴手段を持たない世帯に対して、視聴用アンテナ等を設置及び貸与した。

○事業実績

- ・実施期間：令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
- ・世帯数：86世帯
- ・事業費：5,408千円

＜令和5年度＞

●視聴エリア内難視世帯の対策（福島第一原子力発電所から半径30km圏内）

- ・予定期間：交付決定日以降から令和6年3月31日まで
- ・世帯数：25世帯（令和5年10月1日現在）
- ・事業費：1,700千円
  - ・46,603円×12世帯（既存アンテナ割り込ませ工事・高所作業車無し）
  - ・68,872円×2世帯（既存アンテナ割り込ませ工事・高所作業車有り）
  - ・64,636円×4世帯（増幅器追加取付工事・高所作業車無し）
  - ・86,905円×2世帯（増幅器追加取付工事・高所作業車有り）
  - ・88,859円×2世帯（サイドベース取付工事・高所作業車有り）
  - ・131,135円×3世帯（屋根馬取付工事・高所作業車有り）

＜令和6～7年度＞

●視聴エリア内難視世帯の対策

**地域の帰還・移住等環境整備との関係**

南相馬チャンネルは、原子力災害の影響を受けた地域で住民が安全かつ安心して生活ができるよう、必要な行政情報を発信するツールの一つとして大きな役割を担っています。

一つには、環境放射線に対する市民の関心度が高く、未だなお多くの市民が環境放射線の影響を懸念しています。そのため、市民が安心して生活できるよう、原子力規制委員会が管理する放射線モニタリング情報共有・公表システムからのモニタリング結果の情報を常時発信し、市民の環境放射線への影響に対する不安の払しょくに繋げています。

二つには、長期化する避難生活の影響により核家族化が進展するなど世帯構成が大きく変化し、また、現在も避難を継続している市民が多く、被災前には当たり前であった近所づきあいや地域コミュニティ（行政区・隣組での市民活動など）が希薄化しています。そのため、地域の住民同士の何気ない会話などを通じ、これまで得ることのできていた行政情報やまちの様子などを発信することにより、被災前の市民の暮らしを保管する役割を担っています。

本市が安全で安心して生活ができる地域であること、また、市民の活力や賑わいなどを、映像を通じて伝えていくことで、市民の帰還に対する機運醸成と帰還後の地域コミュニティ再生の一助としての機能を整えるべく、視聴エリア内の難視対策を講じるものです。

**関連する事業の概要**

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

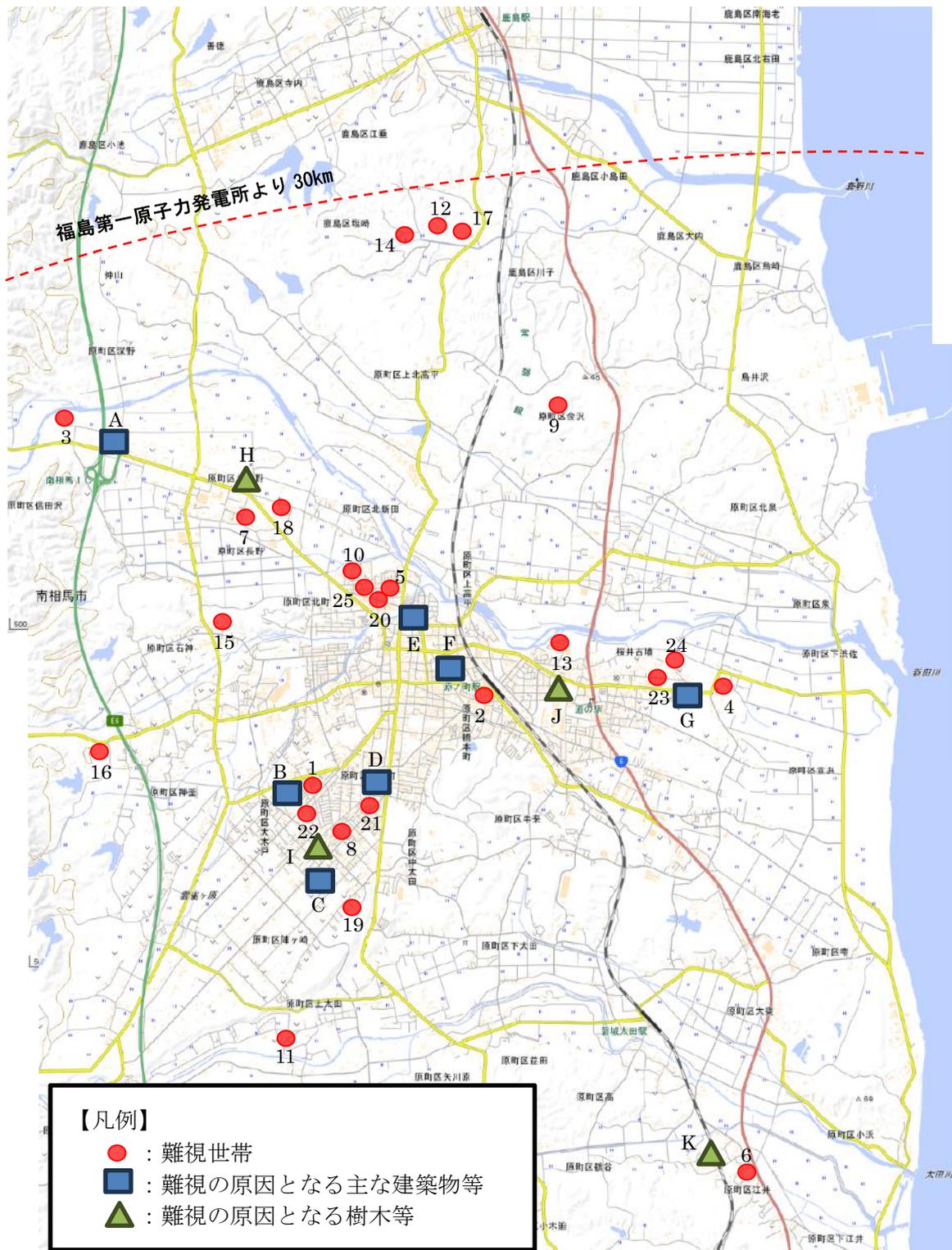
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

南相馬チャンネル受信エリア内の難視対策対象世帯数（行政区別）

電波調査の依頼により調査を行った世帯のうち、東京電力福島第一原子力発電所から半径 30km 圏内で、アンテナを設置すれば視聴が可能と判断され、かつ、インターネットやモバイル通信、スマートフォン等を利用した視聴手段を持たない世帯

		行政区	世帯数
20km 圏内	原町区	江井	1
30km 圏内	鹿島区	塩崎	3
	原町区	上町	2
		北町二	1
		小川町一	3
		本陣前一	1
		本陣前二	1
		国見町三	1
		旭町二	1
		桜井町二	1
		上渋佐	3
		上太田	1
		石神	1
		深野	1
		長野	2
		押釜	1
		金沢	1
計			25

## 南相馬チャンネル 視聴エリア内難視世帯の位置図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/top.html>) 2021. 6. 7 時点  
 地理院地図（電子国土 Web 標準地図）を加工して作成

## 難視の原因となる主な建築物等と難視世帯

- 1 公共交通機関事務所（東北アクセス株式会社）
  - (1) 建築物の概要：東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響によって、公共交通機関の需要が高まり、事業拡大に伴いバス会社事務所及び整備施設等の移転が行われたもの。
  - (2) 地図上の記号：A
  - (3) 土地造成の概要（開発許可（都市計画法））
    - ① 許可指令番号：平成 29 年 7 月 12 日付け南相馬市指令都第 110 号
    - ② 住 所 地：原町区深野字庚塚地内
    - ③ 造 成 面 積：9,723.99 m<sup>2</sup>
  - (4) 難視影響世帯：1 世帯 (No.3)
  
- 2 分譲住宅地（大木戸住宅団地）
  - (1) 建築物の概要：東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による罹災者の、市内の住宅再建を促進するため、南相馬市が分譲住宅地の造成を行ったもの。
  - (2) 地図上の記号：B
  - (3) 土地造成の概要（開発許可（都市計画法））
    - ① 許可指令番号：平成 28 年 4 月 1 日付け南相馬市指令都第 8 号
    - ② 住 所 地：原町区大木戸字松島地内
    - ③ 造 成 面 積：35,092.12 m<sup>2</sup>
  - (4) 難視影響世帯：2 世帯 (No1、No22)
  
- 3 分譲住宅地（防災集団移転促進事業による分譲住宅団地（本陣前地区））
  - (1) 建築物の概要：東日本大震災等による罹災者の住宅再建のため、防災集団移転促進事業により、南相馬市が分譲住宅地の造成を行ったもの。
  - (2) 地図上の記号：C
  - (3) 土地造成の概要（開発許可（都市計画法））
    - ① 許可指令番号：平成 26 年 6 月 16 日付け南相馬市指令都第 111 号
    - ② 住 所 地：原町区本陣前三丁目地内
    - ③ 造 成 面 積：8,498.01 m<sup>2</sup>
  - (4) 難視影響世帯：1 世帯 (No19)
  
- 4 復興公営住宅（県営南町団地）
  - (1) 建築物の概要：東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の被災者向けに、福島県が公営住宅（集合住宅 5 棟、集会所 1 棟、外）を建築したもの。
  - (2) 地図上の記号：D
  - (3) 土地造成の概要（開発許可（都市計画法））
    - ① 許可指令番号：平成 28 年 1 月 4 日付け南相馬市指令都第 453 号
    - ② 住 所 地：原町区南町四丁目地内
    - ③ 造 成 面 積：27,209.98 m<sup>2</sup>
  - (4) 難視影響世帯：1 世帯 (No21)

5 公共施設（南相馬市役所北庁舎）

- (1) 建築物の概要：東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、業務量と職員数が増大したため庁舎を建築したもの。
- (2) 地図上の記号：E
- (3) 土地造成の概要（開発行為又は建築等に関する証明（都市計画法施行規則第60条））
- ① 文書番号：平成25年12月17日付け25都第1409号（証明）
  - ② 住 所 地：原町区本町地内
  - ③ 造 成 面 積：2,698.7 m<sup>2</sup>
- (4) 難視影響世帯：2世帯（No5、No20）

6 災害公営住宅（市営大町東団地）

- (1) 建築物の概要：東日本大震災等による罹災者の住宅再建のため、南相馬市が災害公営住宅（集合住宅2棟、長屋、外）を建築したもの。
- (2) 地図上の記号：F
- (3) 土地造成の概要（開発許可（都市計画法））
- ① 許可指令番号：平成25年8月20日付け南相馬市指令都第80号
  - ② 住 所 地：原町区大町二丁目地内
  - ③ 造 成 面 積：11,588.34 m<sup>2</sup>
- (4) 難視影響世帯：1世帯（No2）

7 分譲住宅地（防災集団移転促進事業による分譲住宅団地（上渋佐地区））

- (1) 建築物の概要：東日本大震災等による罹災者の住宅再建のため、防災集団移転促進事業により、南相馬市が分譲住宅地の造成を行ったもの。
- (2) 地図上の記号：G
- (3) 土地造成の概要（開発許可（都市計画法））
- ① 許可指令番号：平成26年11月28日付け南相馬市指令都台339号
  - ② 住 所 地：原町区上渋佐字原田地内、字北谷地地内
  - ③ 造 成 面 積：31,833.46 m<sup>2</sup>
- (4) 難視影響世帯：1世帯（No4）

8 樹木

- (1) 樹木の概要：放送局と難視世帯との間に存在した樹木が、東日本大震災等の影響によって手入れ（枝の選定や蔦の除去）が行われなかったため、電波の伝達の支障物となったもの。
- (2) 地図上の記号：H（長野地区：影響1世帯（No18））、  
I（本陣前地区：影響1世帯（No8））、  
J（桜井町二地区：影響1世帯（No13））、  
G（江井地区：影響1世帯（No6））

表. 集計

地点	難視の原因となる主な建築物	影響を受ける 難視世帯数
A	公共交通機関事務所（東北アクセス株式会社）	1
B	分譲住宅地（大木戸住宅団地）	2
C	分譲住宅地（防災集団移転促進事業による分譲住宅団地（本陣前地区））	1
D	復興公営住宅（県営南町団地）	1
E	公共施設（南相馬市役所北庁舎）	2
F	災害公営住宅（市営大町東団地）	1
G	分譲住宅地（防災集団移転促進事業による分譲住宅団地（上渋佐地区））	1
H・I・J・K	樹木	4